宮津与謝環境組合告示第4号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第2項及び宮津与謝環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例(平成25年条例第31号)第5条の規定によりその例によることとされた宮津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成12年宮津市条例第11号)第4条の規定により、次のとおり宮津与謝環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間 満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、管理者に生活環境の 保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 26 年 8 月 5 日

宮津与謝環境組合管理者 井上正嗣

- 1 縦覧の場所
- (1) 宮津与謝環境組合事務所
- (2) 宮津市役所市民室
- (3) 伊根町役場住民生活課
- (4) 与謝野町役場住民環境課
- 2 縦覧の期間
- (1) 縦覧の期間は平成 26 年 8 月 5 日 (火) から平成 26 年 9 月 5 日 (金) までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日には縦覧を行わない。
- (2) 縦覧の時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 施設の名称

宮津与謝広域ごみ処理施設(仮称)

4 施設の設置場所

宮津市字須津、与謝野町字石川地内

5 施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設

6 施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ

7 施設の能力

エネルギー回収型廃棄物処理施設

焼却施設 約 30 t / 日× 1 炉 (24 時間稼働)

バイオガス施設 約 20 t /日 (24 時間稼働)

マテリアルリサイクル推進施設 約13 t/日 (5時間稼働)

8 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音·振動、交通量、悪臭、水質、土壌、景観、動物、植物、生

態系

9 縦覧の手続

報告書等を縦覧しようとする者は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

- 10 縦覧者の遵守事項
  - (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
  - (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
  - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
  - (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- 11 その他の事項

管理者は、上記遵守事項に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。